

「神奈川リーグ戦」に関する規定

神奈川県実業団バドミントン連盟

(名称)

第1条 このリーグ戦は、神奈川県実業団バドミントン連盟リーグ戦（以下「神奈川リーグ」という）と称する。

(目的)

第2条 神奈川リーグは、神奈川県実業団バドミントン連盟（以下「本連盟」という）に所属する団体及び個人の、技術の向上と親睦の増進を図ると共に、本連盟の発展を期すことを目的とする。

(参加資格)

第3条 神奈川リーグの参加資格は、各年度の申し込み締め切り日までに、本連盟に登録を完了した団体及び個人とする。但し、各年度の申し込み締め切り日を過ぎて本連盟に登録した個人は、登録した日からその所属するチームの選手として出場することができる。なお、入替戦への出場はリーグ最終戦までに当該団体に登録が完了した個人に限る。

(参加)

第4条 1. 本連盟に所属する団体は、神奈川リーグ男子の部、女子の部のいずれかまたは双方に参加することができる。
2. 本連盟の所属する団体のうち、2チーム以上を参加させる団体は参加申し込み時にチーム別の選手登録を行うこととする。
3. 登録選手の移籍に関しては、細則の定めるところによる。

(部の設置)

第5条 1. 神奈川リーグは、細則で定めたチーム編成で各部を構成し、上位の部より順次1部、2部、3部、・・・と称し、団体対抗戦を行う。
2. 各部の編成は、前年度の順位及び入替戦の結果により決定する。
3. 新たに参加したチームは、最下部とする。

(団体対抗戦)

第6条 各部の編成は原則9チームとし、それぞれ1回総当たり戦とする。
但し、6チーム以下の場合は2回総当たり戦を原則とする。

(期間)

第7条 神奈川リーグは、毎年8月に始まり翌年2月に終わることを原則とする。

(代表者会議)

第8条 1. 代表者会議は、必要があると認められるときに開催することとし、会長が召集し、議長となる。
2. 代表者会議は、各号にかかげる者をもって構成する。
(1) 本連盟役員
(2) 参加団体の代表者1名

(試合報告)

第9条 勝ちチームは、当該試合の結果を所定の成績報告書に記入の上、大会本部に提出する。

(審判)

第10条 各試合における審判は、対戦する両チームが協議の上これを行う。大会役員が必要と認めた場合には、会場ルールを定めることができる。

(試合方法)

- 第11条 1. 各対抗戦は、2複3単とし、この順序で全て行う。
2. 当該対抗戦の勝敗の決定後においては、相手チームの了解を得て選手を変更することができる。
3. 一部棄権等により、その対抗戦の構成を欠く場合には、その対戦相手チームの勝ちとし、記録は5:0とする。

(順位の決定)

第12条 神奈川リーグ終了後、各部内においてつぎの順序により順位を決定する。

1. 勝ち点の多いチームを上位とする。
2. 勝ち試合の多いチームを上位とする。
3. 取得ゲームの多いチームを上位とする。
4. 被取得ゲームの少ないチームを上位とする。
5. 得点の多いチームを上位とする。
6. 失点の少ないチームを上位とする。

(入替戦)

第13条 入替戦は、細則の定めるところによる。

(表彰)

第14条 各部の1位チームには、賞状・優勝杯を授与する。

(規定の改正)

- 第15条 1. この規定は、神奈川リーグ代表者会議及び総会において、その過半数の賛成により改正することができる。
2. この規定に定めのない事項については、神奈川リーグ委員会・常務理事会の同意を経て細則を設けることができる。
3. 細則の改正は、神奈川リーグ委員会・常務理事会において、その4分3以上の賛成により改正することができる。

改正年月日

- 1984年4月より適用する。 1992年9月より適用する。
 1994年9月 6日より適用する。 1996年6月11日より適用する。
 1998年9月 5日より適用する。 2004年9月20日より適用する。
 2005年4月26日より適用する。 2014年4月19日より適用する。

「神奈川リーグ戦」に関する細則

神奈川県実業団バドミントン連盟

(2チーム以上参加の団体について)

- 第1条 2チーム以上参加している団体は、各チーム毎の選手登録を行うこととする。
- 第2条 2チーム以上参加している団体内において、登録選手のチーム間の移籍について、つぎの各号の一つに該当する場合は移籍を認めない。
- (1) 当該年度中における、上位チーム登録選手の下位チームへの移籍
 - (2) 下位チーム登録選手が、当該年度全試合消化後の上チームへの移籍
(入替戦への参加メンバーは最終戦までにそのチームに登録されたものに限る。)
- 第3条 2チーム以上参加している団体内において、登録選手のチーム間の移籍について、下位チームから上位チームへの移籍は認める。
- (1) 移籍する選手の「移籍選手届出書」提出後、移籍を認められた選手
 - (2) 「移籍選手届出書」提出後、2週間を経過した選手
- 第4条 「移籍選手届出書」は、必要事項を記入の上、事務局へ送付すること。
- 第5条 移籍選手の移籍後の試合数は、移籍前のチーム消化試合を含めて、そのチームの年間試合数を限度とする。

(未登録選手の取り扱いについて)

- 第6条 未登録選手及び登録選手が登録チーム以外の試合へ出場した場合は、つぎの各号の処置をとる。
- (1) 登録選手以外の選手、当該団体に所属しない選手またはすでに他の都道府県実業団連盟のチームに登録した選手を出場させたチームは、その該当する部の最下位とし、入替戦の出場を認めない。
 - (2) 登録選手を他のチームへ出場させたチームはその該当する部の最下位とし、入替戦の出場は認めない。
 - (3) 登録選手が、他のチームへ出場した場合、その選手の神奈川リーグへの参加は当該年度これを認めない。

(部の編成)

- 第7条 1. 男子各部は、9チーム編成を原則とする。但し、最下部および直近上位部は参加数によって編成を考慮する。
2. 女子の部は当面8チーム編成とする。但し、参加チーム数によって、委員会で編成を決定する。

(入替戦の方法)

- 第8条 当該年度の試合結果により、入替戦をつぎの各号により行う。但し、3部以下の最下位チームと直近下部の1位は、自動的に入替わるものとする。
- 1. 1部8位と2部2位及び1部9位と2部1位
 - 2. 3部以下の各部の下から2番目の順位チームと、直近下部の2位チーム

3. 2部8・9位、3部1・2位等の入替戦はつきの方法で行う。

(1) 2部8・9位、3部1・2位及び4部以下の各1位チームについて、以下の方法で2つのグループに分けてトーナメント戦で行う。

尚トーナメント戦の抽選は当日会場にて行うこととする。

(2) グループは、あらかじめ2部8位及び3部2位（Aグループと呼ぶ）2部9位及び3部1位（Bグループと呼ぶ）の2つに分け、その他の4部以下の各1位チームは抽選によって対戦相手を決定する。

(3) (2)の規程に関わらず、抽選チームに棄権のある場合、抽選前にあらかじめ各グループのチーム数を同数となるようにし、同数とならない場合は、Bグループのチーム数を1チーム多くすることとする。

(4) 各グループの優勝チームは翌年の2部に編成する。

4. 入替戦後の部編成について

入替戦後の部編成にあたっては、前年度の成績を尊重する。

(県外在勤選手の取り扱いについて)

第9条 1. 県外在勤選手の登録人数は上限を設けない。

2. 県外在勤選手が試合に出場できる人数は2名に制限される。

(ただし、女子の部において、1名の県内在勤者の出場で、県外在勤者が出場できる人数に制限は設けない)

(女子の部における合同チームの参加について)

第10条 女子の部においては、当面の間、同一団体でチームが編成出来ない場合に限り、複数団体での合同チームの参加を認めるものとする。

(改正年月日)

1987年6月19日 一部改正 1992年9月 日 一部改正

1994年9月 6日 一部改正 1996年6月11日 一部改正

2001年9月 1日 一部改正 (未登録選手の取扱いについて)

2004年9月 1日 一部追加 (入替戦トーナメント組合せについて)

2005年4月26日 一部追加 (入替戦トーナメント組合せ方法の明文化)

2006年5月 1日 一部追加 (県外在勤選手の取扱いについて)

2008年4月25日 第9条改正及び第10条削除

(県外在勤選手の取扱いについて)

2011年9月 1日 第9条ただし書き追加 (女子の部における県外在勤選手出場人数制限の除外規定)

2012年4月28日 女子の部、合同チームの参加について